

自営業就労に関する誓約書

(宛先) 高島市長

下記の児童について認定こども園等の利用申込を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

児童氏名	
生 年 月 日	令和 年 月 日
就 労 開 始 年 月 日	年 月 日

以下の項目について確認 (☑) し、記名してください。

☐ 就労証明書に記載の就労時間と日数以上で就労します。

☐ 自営業中心者に従事しているため、下記の添付書類を提出します。

確定申告書 (市県民税申告書) ※直近のもの

※開業したばかり等で上記の書類が提出できない場合は、下記の書類等を提出ください。

(ただし、書類の発行日から1年以内のもの)

開業届出書・営業証明書・その他 ()

☐ 自営業協力者に従事しているため、下記の添付書類を提出します。

専従者の記載のある確定申告書 (市県民税申告書)・源泉徴収票等、就労していることがわかる公的書類の写し

※自営業協力者に従事したばかり等で上記の書類が提出できない場合は、下記の書類等を提出ください。

1. 就労していることがわかるもの (出勤簿3か月分、タイムカード3か月分、委託契約書、仕事に関する許可証等)

2. 報酬・販売等による収入等が確認できるもの (給与明細3か月分、通帳の給与振込ページ3か月分、報酬内訳等)

3. 月間スケジュール3か月分

※上記いずれの書類も用意できない場合、自営業就労内定となり指数は3点となります。

また、利用開始希望月より3か月以内に実績の提出 (同上3点) が必須です。

提出できない場合、実態が把握できないため退園となります。

☐ 自営業の実態が確認できない場合、入園決定を取り消されても異議申し立てません。また、入園後に発覚した場合に、退園とされても異議申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 年 月 日

保護者 住所

続 柄 氏名

この誓約書は、**自営業就労する保護者1人につき1枚必要です。**

父母ともに自営業就労をしている場合は、それぞれ1枚誓約書を自署してください。